

長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金
(勤務医の労働時間短縮体制整備事業)実施要領

1 趣 旨

県は、2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的として助成するものとし、その交付については、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱(平成26年12月4日26福保第1528号。以下「実施要綱」という。)及びこの要領に定めるところによる。

2 対象事業

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると県知事が認める(1)に掲げる医療機関が行う(2)の事業を対象とする。

(1) 対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関であって「4 交付要件」を満たすもの。
ただし、診療報酬により令和2年度改定で新設された地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。

救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関

救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関

ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関

イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関

地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療

機関

ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合

イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5 疾病 5 事業で重要な医療を提供している場合

その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

及び の救急医療に係る実績は、1 月から 12 月までの 1 年間における実績とする。

(2) 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、4 の(3)における医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。

3 補助対象経費

「2(2)対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。なお、診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

4 交付要件

次の(1)～(4)のいずれをも満たすこと。

- (1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- (2) 月の時間外・休日労働が 80 時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定(以下「36 協定」という。)において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えた

36 協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

(3) 2024 年までに

- ・ (B) 水準指定を予定している医療機関 ((B) 水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。) については、 (B) 水準対象業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が 1860 時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が 960 時間以下
- ・ 前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が 960 時間以下

となるよう、次の ・ に留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取り組み内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。計画の作成に当たっては、次に掲げるア～キの項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。

- ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容 (例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など)
- イ 勤務計画、連続当直を行わない勤務体制の実施
- ウ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保 (勤務間インターバル)
- エ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
- オ 当直翌日の業務内容に対する配慮
- カ 交替勤務制・複数主治医制の実施
- キ 育児・介護休業法第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

(4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

5 算定方法等

(1) 当該医療機関が病床機能報告により県へ報告している稼働病床数(療養病床除く。2(1)において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする。)1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、3の経費に対してそれぞれ(2)の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

(2) 3のうち、資産の形成につながる経費の補助率は10分の9、それ以外の経費の補助率は10分の10とする。

(3) また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

6 補助金の交付申請

補助金の交付申請は、補助金の交付を受けようとする者が、実施要綱第5条に定めるもののほか、この要領で定める様式1及び2を知事に提出しなければならない。

7 その他

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年度予算にかかる補助金から適用する。

以上

様式 1

勤務医の労働時間短縮体制整備事業申請書

医療機関名		
住所		
代表者（管理者）名		
担当者名・連絡先	役職・氏名	連絡先 電話番号 メールアドレス

（実績等）

1 当該事業に係る稼働病床数	医療法上の病床種別	病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数 <small>精神科救急を根拠とする場合は同報告と同時点の精神科病床数</small>
	一般病床	床
	合計	床
2 救急用の自動車等による搬送実績	救急用の自動車等による搬送実績 期間：（ ）年 1月～12月 <small>病床機能報告と期間が異なる</small>	
	上記期間における救急用の自動車等による搬送件数： （ ）件	
3 その他診療実績 2において救急用の自動車等による搬送実績が1000件未満の場合は右欄のいずれに該当するかチェックの上記載（内容について説明が記載仕切れない場合には別紙として差し支えない）	ア 夜間・休日・時間外入院件数（ ）件 期間：（ ）年 1月～12月 <small>病床機能報告と期間が異なる</small>	
	イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど 実績等（ ） ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等 実績等（ ） イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療 実績等（ ） その他在宅医療 実績等（ ）	
4 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制	様式2に記載すること。	

〔記載上の注意〕

- 「2」については、申請を行う年度の前年1年間（2020年度に届け出る場合は、2019年1月～12月の1年間）の救急用の自動車等による搬送件数を記載すること。
- 様式2を添付すること。

勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

新規申請時の状況について記載する事項

()には、適合する場合「✓」を記入すること

(1) 勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況の把握				
ア 医療機関に勤務する医師数 (令和 年 月 日時点)		常勤: ()名 宿日直(*1)を担当する医師()名(うち非常勤()名)	非常勤: ()名	
*1 宿日直については、平日の平均的な1日における体制を記載すること				
イ 勤務医の勤務状況の把握等(令和 年 月分)				
(ア) 勤務時間の具体的な把握方法		タイムカード、ICカード 出席簿又は管理簿等の用紙による記録(上司等による客観的な確認あり) その他 (具体的に:)		
(イ) 勤務時間以外についての勤務状況(*2)の把握内容		年次有給休暇取得率 育児休業・介護休業の取得率		
		時短勤務実施者(*3)数 その他 (具体的に:)		
*2 前年度の実績を記載。 *3 所定労働時間をあらかじめ減じた勤務体制としている者				
(ウ) 超過勤務時間(時間/月)(*4)				
平均: ()時間/月		80時間/月以上の者の人数: ()名		
最大: ()時間/月		155時間/月以上の者の人数: ()名		
最小: ()時間/月				
*4 常勤医における値を記載。 *4 超過勤務時間: 法定休日以外の日において1日につき8時間を超えて労働した時間並びに1週について40時間を超えて労働した時間数及び法定休日(週に1日、又は、4週につき4日付与する義務あり)において労働した時間の総和				
(エ) 宿日直(回/月)		平均: ()回/月 最大: ()回/月 最小: ()回/月		
		連日当直を実施した者の人数及び回数: ()名・のべ()回		
(オ) その他(自由記載・補足等)				
(2) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制				
ア 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者		氏名:	職種:	
イ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議		開催頻度: _____回/年	参加人数: 平均 _____人/回	
		参加職種()		
ウ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画		計画策定 (初回の策定年月日: 年 月 日) (直近の更新年月日: 年 月 日)	職員に対する計画の周知	
エ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開		医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法)		
(3) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容				
(ア)~(ク)の項目を踏まえ検討し、必要な事項を記載すること(記載した事項に✓すること(申請時に提出すること。))				
(ア) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的な内容				
(イ) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施		(ウ) 勤務間インターバルの確保		
(エ) 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮		(オ) 当直翌日の業務内容に対する配慮		
(カ) 主治医制の見直しの実施		(キ) 短時間正規雇用医師の活用		
(ク) その他 ()				
その他取組の例: 所定労働時間内での病状説明の励行に係る掲示 等				
(4) (3)の取組内容に要する経費				
補助対象経費	支出内容	資産形成 有無	所要見込額	補助対象額
合計				

(記載上の注意)

- 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制について、実施しているものにチェックを行うこと。
- (3)は検討した取組内容について1つ以上選択すること。
- (4)は補助対象経費が複数ある場合は欄を適宜追加又は別紙として添付すること。